

政 委 第 2 3 号  
平成 19 年 11 月 12 日

総 務 大 臣

増田 寛也 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

政策評価の重要対象分野の選定等について（答申）

本委員会は、平成 19 年 11 月 12 日付けで諮問のあった標記について、  
別紙のとおり答申する。

## 政策評価の重要対象分野の選定等について（答申）

### 1 検討の経緯

政策評価については、制度導入後6年を経過し、政策評価結果の予算要求への反映などの面において着実に成果が発揮されてきているとの認識がある。他方、本年1月の経済財政諮問会議（以下「諮問会議」という。）においては、重要政策に関するPDCAサイクルの強化のため、政策評価の重要な対象分野については、総務大臣の具申に基づいて諮問会議が決定していくべきであるとの指摘がなされたところである。

このような指摘を踏まえ、本年5月の諮問会議において、総務大臣から政策評価の機能の発揮に向けた取組についての具体案が報告された。その内容を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）において、当委員会の調査審議を踏まえた総務大臣からの意見具申に基づき、諮問会議が政策評価の重要対象分野等を提示し、総務大臣が当該提示を踏まえた評価の実施を推進することとされたところである。

当委員会は、こうした取組の具体化に向け、本年3月以降、委員会、政策評価分科会及びワーキング・グループを延べ14回開催するなどにより検討を進め、今般、別添のとおり、政策評価の重要対象分野の選定等を行うに至った。

### 2 政策評価の重要対象分野の選定等の目的

各府省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の施行から3年後の見直しを経て改定された「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等に基づき、重点的かつ計画的な評価の実施を図る観点から、施政方針演説等に示された内閣の重要政策を政策評価の対象として選定し、評価を実施してきている。今般の取組は、諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、国民の

関心の高い分野等が評価の重要対象分野として取り上げられるよう、当委員会が政府全体を見渡した第三者的立場から調査審議し、これを踏まえた総務大臣の意見具申に対し、諮問会議が政策評価の重要対象分野等を提示するものである。

今般の取組を通じ、今後、重要政策についての評価が、一層適時的確に実施され、各府省における政策の推進や見直し・改善に反映されることはもとより、評価の結果により明らかになるデータや分析が、内閣の重要政策についての諮問会議における調査審議に当たって、適切な政策の選択肢の提示や予算の効率化等の議論にも活用されることが期待される。

### 3 政策評価の重要対象分野の選定の考え方

政策評価の重要対象分野の選定に当たっては、①政策の重要性、②評価を行うことの意義、という二つの点を考慮した。

①の「政策の重要性」については、

- i 政策のプライオリティ、すなわち施政方針演説・所信表明演説や、基本方針 2007 等の閣議決定に掲げられた、政府を挙げた取組が求められている政策課題に対応する政策かどうか
- ii 政策の継続性、すなわち中長期的に継続している又は今後も継続していくことが見込まれる政策課題に対応する政策かどうか

といった点を考慮した。

②の「評価を行うことの意義」については、政策評価を行うことにより、

- i 政策の着実な推進や不断の見直し・改善に結び付けることができるものであるかどうか
- ii 政策の効果的・効率的な実施（「選択と集中」）にいかすことができるものであるかどうか

といった点を考慮した。

### 4 重要対象分野に関する評価のねらい・視点

政策評価の実施に当たっては、どのようなねらいや視点で評価を行

うのかということが極めて重要である。このため、選定した重要対象分野ごとに、政策の特性等をも勘案して、政策評価法及び政策評価に関する基本方針等に従い、以下のような評価のねらい・視点を設定した。

- ① 目標の達成状況に関する情報を定期的にフィードバックすることにより政策の推進状況を明らかにし、その際、目標の達成状況が低調なものについて、その原因分析を行い、政策の見直し・改善を進めていくもの
- ② 継続的に実施されてきた政策について、その実施により費用に見合った効果が得られているかどうかなどの検証を行うとともに、問題点の把握とその原因分析を行うもの
- ③ 新たな展開を行う政策について、事後の検証が可能となるよう、達成しようとする目標、上位の政策における位置付け、当該施策の実施により上位の目的の達成に至る政策脈絡などを明らかにするもの

## 5 今後の在り方

今後は、総務大臣からの意見具申を踏まえ、諮問会議が政策評価の重要対象分野等を提示し、総務大臣が当該提示を踏まえた評価の実施を推進することとなる。各府省においては、この一連の取組の趣旨を十分に踏まえた、的確な評価の実施が求められる。

また、一般に、的確な評価の実施を含め、PDCAサイクルを有効に機能させるためには、政策の立案段階で、政策目標やその達成に至る政策脈絡、目標の達成状況を把握するための指標等があらかじめ明らかにされていることが重要である。

当委員会としても、各府省における的確な取組と関係機関による対応に期待したい。さらに、これらの状況を注視するとともに、総務大臣が諮問会議に必要な報告を行い、また、この総務省と各府省の政策評価に関する連携が効果的・効率的に推進されるよう、引き続き調査審議を進めてまいりたい。

## 1 少子化社会対策に関連する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組

少子化の急速な進行は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる大きな問題である。

少子化社会対策については、本年末を目途に策定される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」に基づき、新たな施策が講じられていくこととなるが、この着実な推進と不断の見直し・改善に資する観点から、これまでも実施され、今後も重要な位置を占める次の三つの施策を対象として評価を行うべきである。

- ① 育児休業制度については、制度利用者は増加しているものの、女性の継続就業の増加には必ずしもつながっていないと考えられることから、その原因の掘り下げた分析を行うべきである。それを通じて、今後の継続就業の増加を図る施策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。【厚生労働省】
- ② 子育て支援サービスについては、例えば、保育所の待機児童が多い地域の固定化がみられることから、これについては、原因の分析と待機児童解消に向けた取組の効果の検証を行うべきである。このような検証を通じて、今後の子育て支援サービスの在り方の検討に資する評価を行うべきである。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた諸施策については、これまでの効果を検証するための評価を行うとともに、策定が予定されている「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)に基づく新たな施策については、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うべきである。【内閣府、厚生労働省】

## 2 若年者雇用対策

若年者をめぐる雇用の状況は、近年の景気回復の影響もあり、好転の兆しがみられるものの、いまだ深刻である。特に、フリーター、ニ

ートについては、その年長化が進み、不安定な状況から脱却することが困難となる者の増加が懸念されており、対策の困難度が増してきていると考えられる。

このような状況を踏まえ、フリーターの常用雇用化、ニートの職業的自立を促進する観点から、雇用機会の確保や職業訓練などの各種施策の効果を検証し、より効率的・効果的な施策を見極めるなど、今後の若年者雇用対策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

### 3 農地政策

我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加が進行していることから、農業生産の基盤となる農地を有効に利用する農地政策の展開が喫緊の課題となっている。

農地政策については、経済財政諮問会議での議論も経て、今般、農林水産省がその展開方向をとりまとめたところであり、今後はこれに沿った新たな施策が講じられていくこととなる。この着実な推進と不断の見直し・改善に資する観点から、新たな農地政策については、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うべきである。【農林水産省】